

平成28年経済センサス 活動調査 調査計画(案)

1. 調査の目的

経済センサス 活動調査は、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的とする。

2. 調査の法的根拠

経済センサス 活動調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として実施する。

3. 調査の期日

平成28年6月1日現在によって行う。

4. 調査の対象

統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所及び国、地方公共団体の事業所等を除く事業所・企業（以下「調査事業所」という。）について行う。

- ・大分類A - 農業・林業に属する個人経営の事業所
- ・大分類B - 漁業に属する個人経営の事業所
- ・大分類N - 生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類792 - 家事サービス業に属する事業所
- ・大分類R - サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類96 - 外国公務に属する事業所

5. 調査事項及び調査票

(1) 調査事項

別紙1のとおり。

(2) 調査票

調査票の種類

別紙2のとおり。

調査票の媒体

ア 紙の調査票

非OCRの単票形式（A3判印刷二つ折り）とする。

イ 電子調査票

調査員調査ではHTML形式¹、直轄調査ではドットネット形式²とする。

ウ 電子媒体調査票

直轄調査では、上記イのドットネット形式の電子調査票のほか、希望する企業にCD-R等の電子媒体調査票を作成する。

6. 調査の方法

(1) 調査の流れ

調査員調査：単独事業所（純粋持株会社及び資本金1億円以上を除く）、新設の事業所
総務大臣・経済産業大臣 - 都道府県知事 - 市町村長 - 指導員 - 調査員 - 調査事業所
市には特別区を含む（以下同じ）

直轄調査：支所等を有する企業、純粋持株会社、単独事業所（資本金1億円以上）
総務大臣・経済産業大臣（国が一括して契約する民間事業者（以下「民間事業者」という。）） - 調査事業所

総務大臣・経済産業大臣（民間事業者） - 都道府県知事 - 調査事業所

総務大臣・経済産業大臣（民間事業者） - 都道府県知事 - 市長 - 調査事業所

(2) 調査実施者の役割分担

調査員及び指導員

ア 調査員は、担当調査区内における調査及び調査票等の検査を行う。

イ 指導員は、調査員に対する指導、調査員に対するオンライン回答事業所の伝達、調査票等の審査を行う。

市町村

ア 市町村は、調査員調査に係る事務（調査員等の推薦、調査の現地指導、調査票の審査等）を行う。

イ 市は、上記アの事務のほか、直轄調査に係る事務（自市内に本社とその支社を有する従業者数30人未満の企業に係る事務）を行う。

都道府県

都道府県は、調査員調査に係る事務（調査員等の任命、調査票の審査等）及び直轄調査に係る事務（自都道府県内に本社とその大半の支社を有する従業者数30人未満の企業の調査に係る事務）を行う（市が行う事務を除く。）。

国

国は、複数の都道府県に事業所を有する企業、複数事業所を有し従業者数30人以上の

¹ ブラウザ（インターネット閲覧ページ）の画面上に質問事項と回答肢のみを表示し、一つの質問が終わると次の画面に移動し次の質問事項と回答肢を表示させる形式。直接当該事業所の調査票の調査事項のページにアクセスし、その場で回答することができ、調査対象における調査事項への回答までの操作負担が少ない。

² 企業単位でまとめた調査票をダウンロードし、一つの調査事項に対し、本社及び支所の回答肢を全て表示（本社で一括して回答することを想定）と、本社の調査事項と支社の調査事項を別々のファイルに分割（本社と支社で別々に回答することを想定）の両方が可能な形式。回答すべき調査票を全てダウンロードし、その後、該当する調査票のファイルに調査事項の回答を入力するため、回答画面までの操作負担があるものの、本社での一括入力に加え、支社において当該支社の入力も行えることから、複数事業所企業にとっては回答に当たっての利便性が高い。

企業、純粋持株会社、単独事業所（資本金 1 億円以上）等の直轄調査に係る事務を行う。

（ 3 ） 調査の方法

調査員調査

ア 基本的な方法

調査員調査は、以下の方法により実施する。

- ・調査員は、担当する調査区内の全調査事業所について、その活動状態の確認を行い、調査員調査の対象の事業所を訪問・面接し、調査票及びオンライン回答用 ID 等を配布する。
- ・調査員は、オンライン回答受付期間終了後、オンライン回答が得られていない事業所を指導員又は市町村からの連絡により把握し、同事業所を訪問・面接の上で調査票を回収する。

イ 調査困難な事業所（地域）における調査方法

事業所の業種や営業形態などにより調査の困難度が異なり、調査困難地域として一律の調査方法を適用することは困難であることから、市町村が事業所及び地域の状況に応じて、以下の複数の方法を選択して調査を行う。

- ・調査員による調査（調査員の支援要請に応じて指導員又は市町村職員が同行）
- ・指導員による代行調査
- ・例外的な対応策として郵送による調査票の回収

上記のほか、大型商業施設等の管理者に対する調査員事務の業務委託を可能とする。

直轄調査

直轄調査は、民間事業者を活用し、本社一括回答する際の報告者である本所事業所及び特定の単独事業所（純粋持株会社又資本金 1 億円以上）に対し、調査票を直接郵送により配布し、オンライン又は郵送（電子媒体・紙）で回収する。

7 . 結果の公表の方法及び時期

結果の公表は、「平成28年経済センサス 活動調査 集計事項一覧」（別紙 3）について、次の方法及び時期に行う。

（ 1 ） 公表の方法

速報集計結果及び確報集計結果は、インターネット（e-stat）及び印刷物により公表する。

（ 2 ） 公表の時期

速報集計結果

平成29年 5 月末を目途に、全国及び地域別の産業横断的集計結果を公表した後、10 月を目途に製造業に係る産業別集計結果を公表する。

確報集計結果

平成29年12月から、全国及び地域別の結果を産業別に順次公表する。